

女性相談支援等事業委託業務プロポーザル審査要領

女性相談支援等事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「女性相談支援等事業委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1)基本方針に関する事項 | (15 点) |
| (2)女性のための居場所の開設に関する事項 | (30 点) |
| (3)SNS 相談に関する事項 | (30 点) |
| (4)居場所及び SNS 相談窓口の広報に関する事項 | (20 点) |
| (5)経費見積額 | (5 点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和7年4月 21 日(月)午後2時～(予定)

場所 高知県立人権啓発センター 4階 視聴覚室

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1者 20 分とします。

イ 順番は別途お知らせします。

ウ 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点の平均が 60 点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

女性相談支援等事業委託業務 審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
(1) 基本方針に関する事項	女性支援の内容について、十分理解されているか。	15 点
(2) 女性のための居場所の開設に関する事項	- 利用者にとって安心して過ごすことのできる居場所として効果的な提案がされているか。 - 予防教育の視点を取り入れられているか。 - 居場所利用後の継続的な支援が見込めるか。 - 利用者の声を反映する仕組みと具体的な対応が提案されているか。	30 点
(3) SNS 相談に関する事項	- 居場所との連携が図れているか。 - 女性支援をすでに実施している他機関との効果的な連携が見込めるか。	30 点
(4) 居場所及び SNS 相談窓口の広報に関する事項	- 多様なツールを用いた広報を期待することができるか。 - 若年層へ向けた効果的な広報の手法が盛り込まれているか。	20 点
(5) 経費見積額	効率的な提案がされているか。	5 点